

皆野町高志會 規約

(名称)

第1条 本会は「皆野町高志會」(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、皆野高校の商業教育(ビジネス教育)・社会貢献のレガシーを継承し、地域の教育支援・経済活性化・まちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 皆野高校卒業生・旧職員の交流および活動支援
- (2) 地域連携による商業教育・キャリア教育・ビジネス塾等の教育支援事業
- (3) 会報・広報活動および情報発信
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員の種別)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 皆野高校卒業生及び旧職員
- (2) 本会の目的に賛同し、積極的に活動に参加する者。ただし会員外はイベント等の参加費は都度徴収する。

(反社会的勢力の排除)

第6条

1 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他これに準ずる反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当してはならない。

2 本会は、次のいずれかに該当すると認められる場合、入会を拒否し、または会員資格を取り消すことができる。

- (1) 反社会的勢力であると判明したとき
- (2) 反社会的勢力を利用し、またはこれに協力・関与したとき
- (3) その他、本会の名誉・信用を著しく損なう行為があったとき

3 前項に基づき会員資格を取り消された者は、異議を申し立てることができない。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1～2名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名（必要に応じて置くことができる）

(役割)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は本会の財務を担当する。
- 4 監事は会計および会務の監査を行う。

(役員の選出)

第9条 役員は総会において選出する。

- 2 顧問は会長が推薦し、役員会の承認をもって委嘱する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 顧問の任期も2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第11条 本会は次の委員会を設置する。

- (1) 商業教育委員会
ビジコン開催、ビジネス塾運営、キャリア教育支援などを行う。
- (2) 地域活動委員会
皆野高校卒業生等の交流会、地域活動支援等を行う。
- (3) 総務委員会
総会・役員会運営、広報、総務業務を行う。

(総会)

第 12 条 総会は本会の最高議決機関とし、次の事項を審議・決定する。

- (1) 役員の選出
 - (2) 事業計画および事業報告
 - (3) 会計報告および予算
 - (4) 規約の変更
 - (5) その他、本会の運営に関する重要事項
- 2 議決は、出席会員（委任状含む）の過半数によって決する。
- 3 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(役員会)

第 13 条 役員会は次の者をもって構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 幹事

第 14 条 顧問および監事は役員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(役員会の権限)

第 15 条 役員会は次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の具体的運営
- (2) 予算案の作成
- (3) 委員会の設置・運営
- (4) その他、会長が必要と認めた事項
- (5) 入会承認

(会計)

第 16 条 本会の費用は会費及び寄付金その他をもってこれにあてる。

2 会費は入会に際し 2,000 円を納入することとする。

第 17 条 本会の財産は会長がこれを保有しその収支は役員会の決議による。

第 18 条 本会の会計は毎年 8 月 1 日に始まり、7 月 31 日に終わる。

第 19 条 会計は総会において報告し、承認を得る。

(規約の変更)

第 20 条 本規約の変更は総会の議決による。

(解散)

第 21 条 本会が解散する場合、総会の議決を必要とする。

附則

本規約は、2026 年 3 月 7 日に開催されたみなこう会設立総会において制定し、2026 年 4 月 1 日同日より施行する。